

## 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定検討結果概要について

## ① 河川及び人工湖

政令別表一に掲げる水域	類 型	達成期間
相模川水系の相模川	・小沢頭首工を区分点に上流側を河川生物 A、 下流側を河川生物 B	直ちに達成
富士川水系の富士川	・笛吹川合流点を区分点に上流側を河川生物 A、 下流側を河川生物 B	直ちに達成
天竜川水系の天竜川	・天竜川鹿島橋を区分点に上流側を河川生物 A、下流側 を河川生物 B ・佐久間ダム貯水池を湖沼生物 A	直ちに達成
木曽川水系の木曽川	・中濃大橋を区分点に上流側を河川生物 A、 下流側を河川生物 B ・味噌川ダム貯水池を湖沼生物 A	直ちに達成
木曽川水系の揖斐川	・岡島橋を区分点に上流側を河川生物 A 下流側を河川生物 B ・横山ダム貯水池を湖沼生物 A	直ちに達成
木曽川水系の長良川	・藍川橋を区分点に上流側を河川生物 A、 下流側を河川生物 B	直ちに達成
淀川水系の淀川	・全区域を河川生物 B	直ちに達成
淀川水系の神崎川	・全区域を河川生物 B	直ちに達成
淀川水系の猪名川	・ゴルフ橋／虫生地点を区分点に上流側を河川生物 A、 下流側を河川生物 B	直ちに達成
淀川水系の木津川	・久米川合流点を区分点に上流側を河川生物 A、 下流側を河川生物 B	直ちに達成

## ② 湖沼

政令別表一に掲げる水域	類 型	達成期間
淀川水系の琵琶湖	・北湖を湖沼生物 A、南湖を湖沼生物 B ・湖北町地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域（ヨシの最大分布水深と常時監視実施の可能性を考慮したおおむね 3 m 以浅の水域。（以下同じ））、西浅井岩熊地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域）、高島市針江地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域）、草津市新浜町地先（ヨシ帯及びその周辺の同等の環境を有する水域）を湖沼生物特 B	直ちに達成

- ※ 「政令」とは、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）をいう。
- ※ 琵琶湖については、湖沼の中では初めて産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全を図る特別域の設定を行うもの。

